

Ⅲ 標本抽出の方法

平成 21 年全国消費実態調査の標本設計は、前回（平成 16 年）調査と同様の方法で行った。すなわち、市についてはすべての市を調査し、町村については抽出して調査した。

ただし、前回（平成 16 年）調査標本設計時に比べ、市町村数及び都市階級の変化があることから、標本の配分を以下のように見直し、結果精度の確保に配慮した。

1 二人以上の世帯の標本抽出

(1) 調査世帯数の配分

ア 調査世帯数の基本配分

基本配分世帯数を前回（平成 16 年）より 2,000 世帯少ない 44,300 世帯とし、これに基づいて基準抽出率（＝基本配分世帯数／母集団世帯数）を $1/781.2$ と設定した。

この基準抽出率により、調査世帯数を市町村別（ただし、郡部は都道府県ごとを一括）の二人以上の世帯数（平成 17 年国勢調査による。）に比例して配分した。ただし、東京都区部は、1 市とみなした。

また、調査員の事務量を均一化するため、1 調査単位区当たりの調査世帯数を 12 世帯に固定することとし、市町村別の調査世帯数が 12 の倍数になるよう端数を調整した。

なお、基本配分世帯数を減じたことにより、基準抽出率は前回の $1/731.6$ から $1/781.2$ へと低下した。

イ 市の調査世帯数の調整

上記アの方法により配分した結果に対して、地域別、世帯属性別の結果が所定の精度を確保できるように以下のとおり調整した。

(ア) 都道府県庁所在市、中都市（政令指定都市及び東京都区部を除く人口 15 万以上 100 万未満の市）の結果精度を確保するための調整

- 都道府県庁所在市及び人口 40 万以上の市のうち配分数が 192 世帯に満たない市については、192 世帯を配分した（16 調査単位区）。
- 人口 25 万以上 40 万未満の市のうち、配分数が 156 世帯に満たない市については、156 世帯を配分した（13 調査単位区）。
- 人口 15 万以上 25 万未満の市のうち、配分数が 108 世帯に満たない市については、108 世帯を配分した（9 調査単位区）。

(イ) 大都市（政令指定都市及び東京都区部）の調査世帯数が過大にならないための調整

次の調整倍率を基準抽出率に乗じて調整した。

- 東京都区部 : 25/100
- 横浜市 : 40/100
- 名古屋市、大阪市 : 45/100
- 札幌市 : 50/100

○ 神戸市	: 55/100
○ さいたま市、川崎市、京都市、広島市、福岡市	: 60/100
○ 仙台市、北九州市	: 65/100
○ 千葉市、堺市	: 70/100
○ 浜松市、新潟市	: 75/100
○ 静岡市	: 80/100

(ウ) 小都市の結果精度を確保するための調整

基準抽出率により算出した調査世帯数が 24 世帯に満たない市には最低 24 世帯(2 調査単位区)を配分した。

ウ 調査町村数の決定

調査町村の調査単位区数は一律 2 調査単位区(24 世帯)とし、郡部に配分された調査単位区数を 2 で除した数を各都道府県の調査町村数とした。

その際、郡部に配分された調査単位区数の整数部分が偶数の場合は小数点以下を切り捨て、奇数の場合は切り上げて郡部の調査単位区数を偶数にした。

エ 都道府県別の結果精度を確保するための調整

都道府県のうち配分数が 720 世帯に満たない都道府県については、720 世帯(60 調査単位区)を配分した。その際、追加する世帯数は、各都道府県の市及び郡部の二人以上の世帯数に比例して配分した。

オ 配分結果

以上の配分により、市部は全 784 市(東京都区部は 1 市とみなす。)に 47,148 世帯(3,929 調査単位区)を配分し、郡部は 219 町村に 5,256 世帯(438 調査単位区)を配分し、全国では合計 52,404 世帯(4,367 調査単位区)を配分した(表 3、表 4)。

表3 都市階級別及び人口階級別調査単位区数及び抽出率

都市階級	人口階級	市町村数	(A)二人以上の世帯数		1調査市町村 当たり配分数		総配分数		抽出率 (A)÷(B)	
				構成比 全国= 100%	調査単 位区数	調査 世帯数	調査単 位区数	(B)調査 世帯数		
全	国	1,782	34,605,447	100.00	2.5	29.4	4,367	52,404	660.4	
市	部	計	784	31,100,678	89.87	5.0	60.1	3,929	47,148	659.6
小都市B	3万未満	53	344,455	1.00	2.2	25.8	114	1,368	251.8	
	3～5万未満	193	2,011,252	5.81	2.2	26.8	431	5,172	388.9	
小都市A	5～10万未満	274	5,144,121	14.87	2.5	30.3	691	8,292	620.4	
	10～15万未満	105	3,503,376	10.12	4.0	47.8	418	5,016	698.4	
中都市	15～20万未満	46	2,199,555	6.36	9.5	114.5	439	5,268	417.5	
	20～25万未満	21	1,266,939	3.66	10.0	119.4	209	2,508	505.2	
	25～30万未満	19	1,427,808	4.13	14.6	175.6	278	3,336	428.0	
	30～40万未満	28	2,677,951	7.74	15.0	180.4	421	5,052	530.1	
	40～50万未満	17	2,071,872	5.99	17.4	208.9	296	3,552	583.3	
	50～100万未満	10	1,598,505	4.62	17.7	212.4	177	2,124	752.6	
大都市		18	8,854,844	25.59	25.3	303.3	455	5,460	1621.8	
郡	部	計	998	3,504,769	10.13	2.0	24.0	438	5,256	666.8

表4 都道府県・人口階級別調査

人口階級	調査単 位区数	市部											
		合計		3万未満		3~5万未満		5~10万未満		10~15万未満		15~20万未満	
		a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b
01 北海道	182	35	148	12	24	7	14	7	17	3	12	3	27
02 青森県	60	10	50			4	8	3	6			1	10
03 岩手県	60	13	50	1	2	6	12	2	5	3	13		
04 宮城県	64	13	52			4	8	6	12	1	4	1	9
05 秋田県	60	13	54	1	2	5	12	5	17	1	4		
06 山形県	60	13	52	2	4	6	14	2	7	2	10		
07 福島県	76	13	64			3	6	6	12	1	4		
08 茨城県	114	32	106			10	20	14	29	4	14	2	18
09 栃木県	71	14	61			3	6	5	12	3	9	2	18
10 群馬県	76	12	66					7	15	1	4		
11 埼玉県	225	40	205					21	46	8	29	2	18
12 千葉県	213	36	205	1	2	4	8	15	33	4	14	6	54
13 東京都	202	27	200					9	18	8	29	5	45
14 神奈川県	213	19	203			2	4	2	5	3	11	3	27
15 新潟県	78	20	76			8	16	7	15	2	6		
16 富山県	60	10	58			5	14	3	10			1	12
17 石川県	60	10	52	2	5	3	9	2	7	2	9		
18 福井県	60	9	56	1	2	3	9	4	23				
19 山梨県	60	13	54	1	2	7	19	4	16			1	17
20 長野県	83	19	69	1	2	5	10	8	17	2	6	1	9
21 岐阜県	79	21	69	2	4	6	12	9	21	2	7	1	9
22 静岡県	118	23	110	1	2	5	10	6	12	6	21	1	9
23 愛知県	195	35	177			3	6	17	36	7	25	2	13
24 三重県	79	14	73	3	6	2	4	2	5	3	11	2	18
25 滋賀県	60	13	54			2	4	7	19	3	14		
26 京都府	67	15	63	1	2	2	4	10	23			1	9
27 大阪府	243	33	237					12	27	9	35	1	9
28 兵庫県	178	29	170	1	2	9	18	9	21	1	3	2	18
29 奈良県	60	12	48			4	8	5	14	2	10		
30 和歌山県	60	9	48	1	2	2	5	5	18				
31 鳥取県	60	4	42			1	4	1	5	1	15		
32 島根県	60	8	44	1	3	3	9	2	9	1	6	1	17
33 岡山県	67	15	63			8	16	4	8	1	3		
34 広島県	93	14	87	1	2	5	10	1	2	2	6	2	18
35 山口県	71	13	69	1	2	2	4	4	8	2	8	3	34
36 徳島県	60	8	50			5	18	2	10				
37 香川県	60	8	52			2	6	4	16	1	6		
38 愛媛県	60	11	56			4	8	3	10	2	10	1	10
39 高知県	60	11	54	5	15	4	12	1	3				
40 福岡県	134	28	114	1	2	8	16	13	29	3	11		
41 佐賀県	60	10	54	1	3	4	12	3	14	1	6		
42 長崎県	60	13	54	1	2	6	12	3	7	1	4		
43 熊本県	60	14	48	2	4	3	6	7	15	1	4		
44 大分県	60	14	56	3	6	5	11	4	14	1	5		
45 宮崎県	60	9	50	2	4	3	7	1	3	1	7	1	11
46 鹿児島県	66	18	56	4	8	8	16	2	4	3	10		
47 沖縄県	60	11	50			2	4	5	16	3	13		
合計	4,367	784	3,929	53	114	193	431	274	691	105	418	46	439

注) a 欄は調査市町村数、b 欄は割当て調査単位数である。

市町村及び調査単位区数

20～25万未満		25～30万未満		30～40万未満		40～50万未満		50～100万未満		100万以上		郡部		(参考) 調査 世帯数
a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	
1	10	1	13	1	13					1	28	17	34	2,184
				1	16							5	10	720
				1	18							5	10	720
										1	19	6	12	768
				1	19							3	6	720
		1	17									4	8	720
		1	16	2	26							6	12	912
1	9	1	16									4	8	1,368
								1	16			5	10	852
2	18			2	29							5	10	912
4	36			3	39	1	16			1	21	10	20	2,700
				1	13	1	13	2	36			4	8	2,556
2	18					1	16	1	16	1	58	1	2	2,424
3	27	1	13	1	13	1	16	1	21	2	66	5	10	2,556
1	9	1	13					1	17			1	2	936
												1	2	720
												4	8	720
		1	22									2	4	720
												3	6	720
1	9			1	16							7	14	996
												5	10	948
1	9	1	13					2	34			4	8	1,416
		1	13	3	39	1	16			1	29	9	18	2,340
				1	13							3	6	948
				1	17							3	6	720
										1	25	2	4	804
2	18	2	26	3	39	1	16	2	34	1	33	3	6	2,916
1	9	2	26					1	16	1	25	4	8	2,136
				1	16							6	12	720
				1	23							6	12	720
1	18											9	18	720
												8	16	720
								1	20			2	4	804
		1	13					1	16			3	6	1,116
		1	13							1	20	1	2	852
												5	10	720
												4	8	720
								1	18			2	4	720
				1	24							3	6	720
				1	13			1	20	1	23	10	20	1,608
1	19											3	6	720
		1	13									3	6	720
								1	19			6	12	720
												2	4	720
				1	18							5	10	720
								1	18			5	10	792
				1	17							5	10	720
21	209	19	278	28	421	17	296	16	285	12	347	219	438	52,404

(2) 調査町村の選定

平成 21 年 1 月 1 日現在の全国 998 町村を各都道府県ごとに①都道府県内経済圏（以下「県内経済圏」という。）及び②非農林漁家世帯比率（二人以上の世帯に占める農林漁家世帯を除く世帯の割合）により、上記(1)ウで決定した調査町村数と同数の層に層化し、層ごとに二人以上の世帯数に比例した確率比例抽出法により、原則として1層から1町村を抽出した。

ア 町村の層化

町村の層化は、都道府県ごとに行った。

まず、各都道府県内の全町村を県内経済圏コード及び非農林漁家世帯比率の小さい順に配列して層化リストを作成し、町村ごとの二人以上の世帯の累積値を求めた。また、すべての町村の二人以上の世帯数を調査町村数で割った値を抽出間隔とした。層化は、リストの配列順に層ごとの世帯数になるべく均一になるよう、町村を順次含めることで構成したが、1層から複数の町村が抽出されてしまわないよう、以下の条件を満たした段階で、その町村は次の層に含めることとした（表6）。

$$\begin{aligned} & (\text{条件}) (\text{層構成済町村の累積世帯数}) + (\text{当該町村の世帯数}) \times 0.5 \\ & > \text{抽出間隔} \times (\text{構成済層数} + 1) \end{aligned}$$

イ 他調査との調査町村の重複排除のための情報の付与

調査町村の負担軽減を考慮し、家計調査の調査町村及び前回全国消費実態調査の調査町村の抽出を排除することとし、上記アの層化リストにおいて前回全国消費実態調査の調査町村には*印を、家計調査の平成 16 年以降の調査町村には×印を付与した。

ウ 調査町村の抽出

調査町村の抽出は、抽出間隔の値を最大とする乱数を得て、その値を抽出起番号として、抽出間隔ごとに選定した。

ただし、層内の町村すべてが*印あるいは×印のついた重複排除すべき町村である場合は、1層から1町村の抽出が不可能になるため、前（又は後ろ）の層と合併して一つの層を構成し、当該層から2町村を選定した。その際、当初とは異なる乱数（抽出起番号）を用い、その乱数に応じた町村を合併先の層から選定した（調査町村は、当初発生させた乱数及び2回目が発生させた乱数に応じた町村となる。）。

このようにして得た標本町村のうち、原則として最初に抽出した町村を調査町村としたが、地理的位置や災害のため、最初に抽出した町村での調査実施が不可能になった場合は、順次、調査町村の再抽出を行った。

[参 考] 都道府県内経済圏

都道府県内経済圏は、都道府県内を経済活動の状態あるいは産業の状態などにより区分したものであり、主に、各都道府県において利用することを目的として、昭和 49 年調査から設定している。

前回（平成 16 年）調査まで、全国消費実態調査と全国物価統計調査では、それぞれ独自に県内経済圏を設定していたが、両調査の経済圏を統一することにより、調査結果をより効果的に活用することができると判断し、平成 21 年全国消費実態調査の県内経済圏は、平成 19 年全国物価統計調査の県内経済区分を準用することとした。

なお、全国物価統計調査の県内経済区分の準用が困難な一部の都道府県については独自の経済圏を設定した（平成 20 年 7 月）。

その結果、全国で、197 の都道府県内経済圏が設定された。

都 道 府 県 内 経 済 圏 数

都道府県	経済圏数	都道府県	経済圏数	都道府県	経済圏数
北海道	6	石川県	4	岡山県	3
青森県	4	福井県	4	広島県	3
岩手県	4	山梨県	4	山口県	8
宮城県	4	長野県	4	徳島県	3
秋田県	3	岐阜県	5	香川県	2
山形県	4	静岡県	6	愛媛県	4
福島県	3	愛知県	3	高知県	4
茨城県	5	三重県	5	福岡県	4
栃木県	3	滋賀県	5	佐賀県	4
群馬県	4	京都府	5	長崎県	4
埼玉県	4	大阪府	5	熊本県	4
千葉県	4	兵庫県	6	大分県	3
東京都	7	奈良県	4	宮崎県	3
神奈川県	4	和歌山県	5	鹿児島県	5
新潟県	4	鳥取県	3	沖縄県	5
富山県	4	島根県	3	全国	197

表5 都道府県別層数及び調査町村数

都道府県		区分	層数	調査町村数	都道府県		区分	層数	調査町村数
01	北海道		17	17	25	滋賀県		3	3
02	青森県		5	5	26	京都府		2	2
03	岩手県		5	5	27	大阪府		3	3
04	宮城県		5	6	28	兵庫県		4	4
05	秋田県		3	3	29	奈良県		6	6
06	山形県		4	4	30	和歌山県		5	6
07	福島県		6	6	31	鳥取県		8	9
08	茨城県		4	4	32	島根県		8	8
09	栃木県		5	5	33	岡山県		2	2
10	群馬県		5	5	34	広島県		3	3
11	埼玉県		7	10	35	山口県		1	1
12	千葉県		4	4	36	徳島県		4	5
13	東京都		1	1	37	香川県		4	4
14	神奈川県		5	5	38	愛媛県		2	2
15	新潟県		1	1	39	高知県		3	3
16	富山県		1	1	40	福岡県		10	10
17	石川県		3	4	41	佐賀県		3	3
18	福井県		2	2	42	長崎県		3	3
19	山梨県		3	3	43	熊本県		6	6
20	長野県		7	7	44	大分県		2	2
21	岐阜県		5	5	45	宮崎県		5	5
22	静岡県		3	4	46	鹿児島県		5	5
23	愛知県		7	9	47	沖縄県		4	5
24	三重県		2	3	全国			206	219

注) 層数と調査町村数が異なる場合については、14ページの説明及び表6を参照のこと。

表6 町村層化リスト（和歌山県の例）

市区町村コード	町村名	県内経済圏コード	非農林漁家世帯比率	二人以上世帯数	層内累積世帯数	重複排除		抽出回目	層内町村数	層
						平16全消	家計調査			
30304	紀美野町	A	0.860	3261	3261			①	4	第1層
30341	かつらぎ町	B	0.778	5358	8619					
30343	九度山町	B	0.794	1474	10093	*				
30344	高野町	B	0.942	1098	11191					
30390	印南町	C	0.677	2476	2476			①	2	第2層
30366	有田川町	C	0.712	7519	9995					
30392	日高川町	C	0.738	3044	3044			①	5	第3層
30362	広川町	C	0.788	2067	5111					
30382	日高町	C	0.799	2043	7154					
30383	由良町	C	0.827	1931	9085					
30361	湯浅町	C	0.883	3920	13005					
30381	美浜町	C	0.936	2340	2340			①		
30391	みなべ町	D	0.623	3621	5961				4	第4層 (第5層と合併)
30406	すさみ町	D	0.861	1571	7532					
30404	上富田町	D	0.918	4279	11811			②		
30401	白浜町	D	0.936	6738	6738	*		1		
30428	串本町	E	0.932	6031	6031			①	5	第6層
30422	太地町	E	0.946	1069	7100		×			
30424	古座川町	E	0.949	1063	8163					
30421	那智勝浦町	E	0.956	5579	13742					
30427	北山村	E	0.982	169	13911					

注) 「抽出回目」欄の○囲みは調査町村

(3) 調査単位区の選定

調査単位区を構成する国勢調査調査区については、平成 17 年国勢調査標本基礎資料のうち後置番号が「1」（一般調査区）及び「8」（おおむね 50 人以上の単身者が居住している寄宿舍・寮等のある区域）の約 94 万調査区を抽出対象とした。

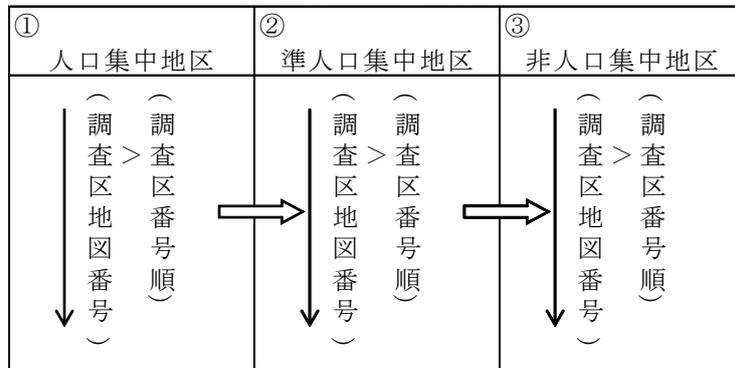
なお、全国消費実態調査では、国勢調査の 2 調査区（原則隣接）をもって 1 調査単位区とした。

ア 平成 17 年国勢調査調査区の抽出と調査単位区の選定

(7) 調査区の配列（調査区情報リストの作成）

調査区情報リストの作成においては、調査市区町村内の調査区を人口集中地区、準人口集中地区及び非人口集中地区に分け、それぞれ調査区地図番号、調査区番号の昇順に配列した。その際、市区町村別に二人以上の世帯数の累積値を計算した。

調査区の配列図



【参 考】 国勢調査調査区の後置番号

国勢調査の調査区番号は、主番号－後置番号－単位番号から構成されている。後置番号とは、一般調査区、特別調査区及び水面調査区の種類を表す番号である。

一般調査区	1
特別調査区	— 山岳・森林・原野地帯等の区域	2
	— 相当規模の工場・学校等のある区域	3
	— 社会施設・病院のある区域	4
	— 刑務所・拘置所等のある地域	5
	— 自衛隊区域	6
	— 駐留軍区域	7
	— おおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舍・寮等のある区域	8
水面調査区	9

(イ) 他調査との調査区の重複排除のための情報の付与

調査世帯の負担軽減を考慮し、以下に該当する調査区を排除するため、上記(ア)で作成したリストに@印を付与した。

なお、この抽出除外調査区情報は、総務省統計局保有の標本調査区情報ファイルを用いた。

所管	調査名	調査期間
総務省	家計調査	平成 16 年 9 月～25 年 11 月
	全国消費実態調査	平成 16 年 9 月～16 年 11 月
	家計消費状況調査	平成 16 年 9 月～24 年 12 月
	労働力調査	平成 19 年 9 月～23 年 11 月
	就業構造基本調査	平成 19 年 10 月
	小売物価統計調査（家賃調査）	平成 19 年 9 月～21 年 9 月
厚生労働省	国民生活基礎調査	平成 19 年 6 月～20 年 6 月
内閣府	消費動向調査	平成 19 年 9 月～20 年 6 月
国土交通省	建築物等実態調査	平成 19 年 9 月～20 年 11 月

(ウ) 「へき地」、「別荘地」及び「二人以上の世帯数が 10 世帯未満」の調査区を排除するための情報の付与

調査世帯を確保するため、次のいずれかに該当する調査区は排除する。

- ・調査区の特徴が「へき地」
- ・調査区の特徴が「別荘地」
- ・二人以上の世帯数が 10 世帯未満

これらの調査区を排除するため、上記(ア)で作成したリストに「へき地」であれば H 印を、「別荘地」であれば B 印を、「へき地」かつ「別荘地」であれば D 印を付与した。なお、「へき地」、「別荘地」の情報は、平成 17 年国勢調査標本基礎資料の調査区リストから得た。

また、「二人以上の世帯が 10 世帯未満」の調査区には、M 印を付与した。ただし、「へき地」又は「別荘地」の符号が付与されている場合は、それを優先した。

○ 調査区の特徴が「へき地」

市区町村役場（市区町村の支所、出張所などが置かれている場合は、その支所、出張所など）からの交通機関（ない場合は徒歩）を利用して行く場合の所要時間がおおむね 3 時間以上の調査区をいう。

○ 調査区の特徴が「別荘地」

別荘として建てられた住宅が集团的に（おおむね 20 戸以上）ある調査区をいう。

(エ) 調査単位区の選定のための調査区間距離の計算

調査単位区の選定基準となる国勢調査調査区間の距離を CMS (Census Mapping System) により計算し、調査単位区の選定準備を行った。

なお、調査区間距離は各調査区の中心点を用いて計算した (調査単位区の選定については、21 ページ参照)。

(オ) 調査単位区の抽出 (調査単位区選定用抽出調査区一覧の作成)

調査単位区を構成する国勢調査 2 調査区について、調査市区町村ごとに調査区内の二人以上の世帯数に比例した確率で、以下の手順により系統抽出した。

- ① 各調査市区町村の二人以上の世帯数を配分された調査単位区数で除して抽出間隔 (整数) を算出した。
- ② 抽出間隔以下 (0 を除く。) の乱数を取り、これを抽出起番号として、順次抽出間隔を加えて、調査単位区の数だけ抽出番号を求めた。

例)

i 市の二人以上の世帯数	37,000 世帯
i 市に配分された調査単位区数	6 単位区

○抽出間隔 = $37,000 \div 6 = 6,166.666\dots = d$ (小数点以下切り捨て)

○抽出起番号 (1~6166 中の乱数) = 2159

○抽出番号 = 2159, 2159 + d , 2159 + 2 d , 2159 + 3 d , 2159 + 4 d , 2159 + 5 d

- ③ 上記(ア)で作成したリストで、抽出番号を含む累積値を持つ調査区を抽出し、これを「原抽出調査区」とした。ただし、上記(イ)、(ウ)に該当する調査区が抽出された場合は、直後の排除対象でない調査区をもって「原抽出調査区」とした。直後の調査区も排除対象となった場合は、直前の調査区を抽出したが、これも排除対象となった場合(「原抽出調査区」の前後がいずれも排除対象となる場合)は、以降の調査区から排除対象とならない調査区を直前に持つ調査区を「原抽出調査区」とした。
- ④ 原抽出調査区とこれに続く 6 調査区 (中心点間距離の近い順で排除対象を含めない) の計 7 調査区を 1 ブロックとしてリストアップし、「調査単位区選定用抽出調査区一覧」を作成した。
- ⑤ 上記④で構成した各ブロック内の原抽出調査区を除く 6 調査区のうち、その調査区内の単身世帯数が、原抽出調査区の単身世帯数と合算した場合に 6 以上となるような調査区で、中心点間距離が最も近い調査区を「合併調査区」として選定した。上記の条件を満たす調査区がない場合は、中心点間距離が最も近い調査区を「合併調査区」とした。この際、原抽出調査区には*印、合併調査区

には+印を付与し、原抽出調査区と2 km 以内の調査区には距離を、2 km 以上の調査区には「***」を付与した。

例) 調査単位区選定用抽出調査区一覧

単位区数	世帯数以上累積普通	抽出間隔	起番号	単位区連番	乱数	MAR K	重複調査区	一連番号	調査区特性	30人以上の寮	県番号	市区町村	旧市区町村	人口集中地区符号	調査区符号	世帯数	二人以上世帯数	単身世帯数	準世帯人員数	施設等の世帯人員総数	単身世帯適格世帯数	調査区地図番号	原抽出からの距離	2 km 以上符号	隣接調査区符号	備考
19	76107	9457	421	09	44	*		1			43	201	01	4976-1	41	36	5	0	0	5	79					
19	75731	9457	421	09	44	+		2			43	201	01	2320-1	121	100	21	0	0	21	79	0.11			R	
19	75778	9457	421	09	44			3			43	201	01	2321-1	49	47	2	0	0	2	79	0.13			R	
19	75999	9457	421	09	44			4			43	201	01	2325-1	76	66	10	0	0	10	79	0.15			R	
19	42811	9457	421	09	44			5			43	201	01	4977-1	50	45	5	1	0	6	49					
19	41758	9457	421	09	44			6			43	201	01	4978-1	51	47	4	1	0	4	48					
19	39446	9457	421	09	44	@					43	201	01	4979-1	62	50	12	0	0	12	46					
19	157442	9457	421	09	44			7			43	1201		4980-1	33	29	4	0	0	4	45					

(カ) 調査単位区の選定

調査単位区については、原則として「調査単位区選定用抽出調査区一覧」の原抽出調査区及び合併調査区の二つの平成17年国勢調査調査区をもって1調査単位区とするが、調査世帯数の確保及び調査員の調査活動範囲を考慮し、以下の2点を満たさない場合は、この条件を満たすよう、合併調査区を選定した。

- 原抽出調査区との中心点間距離が上記(エ)により2 km 以内であること。
- 地形等の条件（山河、その他の障害物のため大きく迂回する必要がある。）により調査が困難でないこと。

条件を満たしていない場合は、「調査区地図」等を参照し、調査区情報リストから最も適する調査区を合併調査区として選定し、調査単位区を決定する。

(キ) 予備調査区の選定

今回は、上記(カ)④で構成されたブロックの中から、調査単位区を構成する二つの国勢調査調査区を除き、上記の2点を満たす調査区で一連番号の最も小さい調査区を予備調査区とした。

イ 「市区町村別基本数一覧」及び「調査単位区一覧」の作成

「調査単位区選定用抽出調査区一覧」を基に、市区町村ごとに調査世帯数及び調査員数を表示した、「市区町村別基本数一覧」（別掲）及び市区町村ごとに抽出順に01から始まる調査単位区符号を付した「調査単位区一覧」（次ページに掲載）を作成した。

この「調査単位区一覧」には、調査地域を指定するため、以下の情報を表示した。

- (ア) 平成17年国勢調査調査区番号
- (イ) 単身世帯数
- (ウ) 調査世帯抽出用番号

例)

調査単位区一覧

都道府県 市区町村 コード	旧 市区町村 コード	市郡名	区町村名	調査 単位区 符号	調査単位区を構成する 二つの国勢調査調査区 (H17)		予備調査区	単身 調査 世帯数	調査世帯 抽出用 番号
12101		千葉市	中央区	01	320-1	326-1	323-1	2	6
12101		千葉市	中央区	02	686-1	659-1	699-1	2	83
12101		千葉市	中央区	03	1014-1	1016-1	995-1	2	6
12101		千葉市	中央区	04	1398-1	1395-1	1413-1	2	15
12102		千葉市	花見川区	01	20-1	21-1	24-1	1	31
12102		千葉市	花見川区	02	357-1	358-1	356-1	1	43
12102		千葉市	花見川区	03	744-1	745-1	740-1	1	42
12102		千葉市	花見川区	04	1066-1	1067-1	1064-1	2	85
12103		千葉市	稲毛区	01	387-1	388-1	245-1	2	6
12103		千葉市	稲毛区	02	618-1	619-1	617-1	2	89
12103		千葉市	稲毛区	03	965-1	964-1	962-1	2	24
12104		千葉市	若葉区	01	344-1	342-1	347-1	1	5
12104		千葉市	若葉区	02	754-1	753-1	717-1	2	77
12104		千葉市	若葉区	03	1006-1	1007-1	1001-1	2	4
12105		千葉市	緑区	01	387-1	389-1	388-1	2	66
12105		千葉市	緑区	02	336-1	331-1	337-1	1	13

(4) 調査世帯の選定

調査世帯は1調査単位区当たり12世帯とした。調査員が実地に作成した「調査単位区世帯名簿」(様式1-2;108ページ)を用いて、勤労者世帯、勤労者以外の世帯の順に付した一連世帯番号及び「調査単位区一覧」から転記した調査世帯抽出用番号を基に次の方法で市町村において系統抽出した。

ア 「①調査世帯抽出用番号」欄には、「調査単位区一覧」に示した当該調査単位区の「調査世帯抽出用番号」欄の数値を転記。

イ 「②抽出間隔」欄は、次式により算出。

(計算式) 抽出間隔=適格世帯数÷調査世帯数=A欄÷12

この場合、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までの数値を記入。

ウ 「③抽出起点」欄は、次式により算出。

(計算式) 抽出起点=抽出間隔×調査世帯抽出用番号÷100=②欄×①欄÷100

この場合、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までの数値を記入。

エ 「④抽出該当点」欄には、【1】欄から【12】欄まであり、【1】欄には、「③抽出起点」欄の数値を転記。ただし、「③抽出起点」欄の数値が0.4以下(四捨五入して0になる)の場合は、「②抽出間隔」欄の数値を転記。【2】欄以降は、「②抽出間隔」欄の数値を順次加算して求めた。

オ 「⑤最初に抽出した一連世帯番号」欄には、「④抽出該当点」欄で求めた数値を整数とした数値を記入。ただし、【12】欄において、「A適格世帯数」欄の数値より大きくなった場合は、【12】欄の数値を「A適格世帯数」欄の数値に置き換えた。

この「⑤最初に抽出した一連世帯番号」欄で示された12個の数値と同じ一連世帯番号を持つ世帯を調査予定世帯とした。

【具体的な計算方法】

(例) 調査予定世帯の抽出 調査単位区世帯名簿の〔表紙〕(様式 1-1 107 ページ)
(二人以上の世帯)

《調査単位区内世帯数》

	二人以上の世帯			単身世帯		
	総数	勤労者世帯	勤労者以外の世帯	総数	男	女
適格世帯数	A 65	46	19	B 18	6	12
調査世帯数	12	9	3	⑥ 2	1	1

⑥: 「調査単位区一覧」の単身調査世帯数を転記する

調査世帯抽出用番号	① 31
-----------	------

①: 「調査単位区一覧」の「調査世帯抽出用番号」を転記する

《二人以上の世帯》

抽出間隔 (A÷12)	抽出起点 (②×①÷100)		【1】	【2】	【3】	【4】	【5】	【6】	【7】	【8】	【9】	【10】	【11】	【12】
		④抽出該当点	1.7	7.1	12.5	17.9	23.3	28.7	34.1	39.5	44.9	50.3	55.7	61.1
②* 5.4	③* 1.7	⑤最初に抽出した一連世帯番号	2	7	13	18	23	29	34	40	45	50	56	61

*小数点以下第2位四捨五入

〔計算方法〕

「②抽出間隔」

$$A \text{ 欄} \div 12 = 65 \div 12 = 5.4$$

「③抽出起点」

7

$$\text{②欄} \times \text{①欄} \div 100 = 5.4 \times 31 \div 100 = 1.7$$

「④抽出該当点」

「⑤最初に抽出した一連世帯番号」欄

【1】欄 = 1.7 2

【2】欄 = 【1】 + ② = 1.7 + 5.4 = 7.1 7

【3】欄 = 【2】 + ② = 7.1 + 5.4 = 12.5 13

:

(以下繰り返し)

:

【12】欄 = 【11】 + ② = 55.7 + 5.4 = 61.1 61

2 単身世帯の選定

(1) 調査世帯数の配分

ア 調査世帯数の基本配分

基本配分は、7,942世帯（基準抽出率 1/1,699.6）とし、これを都道府県の単身世帯数（平成17年国勢調査標本基礎資料による。）に比例して配分した。

イ 調査世帯数の調整

上記アの方法により配分した結果に対して、以下の調整を行った。

(ア) 大都市（政令指定都市及び東京都区部）の調査世帯数が過大にならないための調整

○ 東京都区部	: 10/100
○ 大阪市	: 23/100
○ 横浜市	: 28/100
○ 名古屋市	: 32/100
○ 札幌市、福岡市	: 33/100
○ 川崎市、京都市	: 40/100
○ 仙台市、神戸市、広島市	: 45/100
○ さいたま市、北九州市	: 50/100
○ 千葉市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市	: 55/100

(イ) 大都市（政令指定市及び東京都区部）以外の地域の調整

調査世帯数が過大となる都道府県については、単身世帯数（上記(ア)の単身世帯数を除く。）により次の調整倍率を基準抽出率に乗じた。

○ 単身世帯数 30 万以上の都道府県	: 55/100
○ 単身世帯数 15 万以上 30 万未満の都道府県	: 80/100
○ 単身世帯数 10 万以上 15 万未満の都道府県	: 85/100
○ 単身世帯数 5 万以上 10 万未満の都道府県	: 90/100

(ウ) 地方別結果（10 地方）の精度を確保するため、沖縄県については、130/100 の調整倍率を基準抽出率に乗じた。

(エ) 配分結果

以上の配分により、全国で 4,402 世帯を配分した。

(2) 調査単位区への配分

調査単位区は、実查の便宜上、二人以上の世帯の調査単位区とし、各調査単位区の単身世帯数により、各都道府県内の大都市及び大都市以外の地域に配分された調査世帯数を調査単位区に比例配分した。ただし、1 調査単位区における調査世帯数は最大 2 世帯とした。

(3) 調査世帯の選定

調査世帯の抽出は、調査員が実地に作成した「調査単位区世帯名簿」（様式 1-2;108 ペ

ージ)を用いて、男、女の順に付した一連世帯番号と二人以上の世帯抽出の際に転記した「調査世帯抽出番号」欄の数字を基に、上記(1)(2)で配分された各調査単位区別の調査世帯数を二人以上の世帯と同様の方法で、市町村において系統抽出した。

【具体的な計算方法】

(例) 調査予定世帯の抽出 調査単位区世帯名簿の〔表紙〕(様式 1-1;107 ページ)
(単身世帯)

《調査単位区内世帯数》

	二人以上の世帯			単身世帯		
	総数	勤労者世帯	勤労者以外の世帯	総数	男	女
適格世帯数	A 65	46	19	B 18	6	12
調査世帯数	12	9	3	⑥ 2	1	1

⑥: 「調査単位区一覧」の単身調査世帯数を転記する

調査世帯抽出用番号	① 31
-----------	------

①: 「調査単位区一覧」の「調査世帯抽出用番号」を転記する

《単身世帯》

抽出間隔 (B÷⑥)	抽出起点 (⑦×①÷100)		【1】	【2】
		⑨抽出該当点	2.8	11.8
⑦* 9	⑧* 2.8	⑩最初に抽出した一連世帯番号	3	12

*小数点以下第2位四捨五入

[計算方法]

「⑦抽出間隔」

$$B \text{ 欄} \div \text{⑥} = 18 \div 2 = 9$$

「⑧抽出起点」

8

$$\text{⑦欄} \times \text{①欄} \div 100 = 9 \times 31 \div 100 = 2.79$$

「⑨抽出該当点」

「⑩最初に抽出した一連世帯番号」欄

$$\text{【1】欄} = 2.8 \dots\dots\dots 3$$

$$\text{【2】欄} = \text{【1】} + \text{⑦} = 2.8 + 9 = 11.8 \dots\dots\dots 12$$

3 推定標本誤差率

平成16年調査結果から推計した主要項目1世帯当たり平均値の推定標準誤差率は、次のとおりである。

(1) 二人以上の世帯

表7 推定標準誤差率

項 目	全 国	大 都 市	中 都 市	小都市A	小都市B	町 村
標 本 数	52,404	5,460	21,840	13,308	6,540	5,256
	%	%	%	%	%	%
消費支出	0.5	1.4	0.6	0.7	1.0	1.7
食 料	0.3	0.9	0.4	0.5	0.7	1.2
住 居	2.3	5.6	3.0	4.0	7.1	10.6
光熱・水道	0.4	1.1	0.5	0.6	0.7	1.3
家具・家事用品	1.2	3.7	1.5	1.9	2.7	3.9
被服及び履物	1.1	3.0	1.7	1.6	2.2	3.5
保健医療	1.1	3.4	1.6	1.9	2.7	3.6
交通・通信	1.2	3.2	1.8	2.1	2.7	4.1
教 育	2.1	5.5	2.6	3.5	4.4	7.4
教 養 娯 楽	0.8	2.5	1.1	1.3	1.6	2.6
その他の消費支出	0.9	2.6	1.3	1.5	2.1	3.2

* 平成16年調査の都市階級区分で算出したものである。

(2) 単身世帯

表8 推定標準誤差率（全国）

項 目	平均	男		女			
		うち30歳未満	うち60歳以上	うち30歳未満	うち60歳以上		
標 本 数 *	4,402	1,621	516	447	2,781	296	1,888
	%	%	%	%	%	%	%
消費支出	1.6	1.9	2.4	3.9	2.1	3.0	2.1
食 料	1.3	1.9	2.5	2.4	1.3	2.3	1.3
住 居	5.6	5.6	4.3	16.0	8.5	4.4	7.5
光熱・水道	1.1	1.6	2.9	2.1	1.2	2.5	1.3
家具・家事用品	4.7	7.8	6.6	11.8	5.0	14.6	5.3
被服及び履物	5.5	8.4	11.3	13.1	6.0	15.8	5.5
保健医療	4.8	9.7	7.1	6.8	4.7	6.7	5.1
交通・通信	3.5	4.4	7.5	8.4	4.6	3.5	3.9
教 育	111.3	-	-	-	98.1	86.7	-
教 養 娯 楽	3.0	4.4	5.0	10.9	3.3	6.6	3.5
その他の消費支出	3.4	5.4	4.6	5.4	3.7	4.8	4.3

* 標本数は4,402を平成16年調査結果に基づく構成比で振り分けたものである。